



最近ニュースなどで見聞きする「空き家問題」。今、日本では空き家が増え続けており、この30年間で2倍以上に増加しています。空き家が放置されると、倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火などによる火災発生などさまざまな悪影響が生じます。

平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」で定義される「空家等」は、「概ね年間を通して居住やその他利用がされていない建築物」を対象としています。

空き家の発生原因は、居住者の死亡や転居、実家を相続したお子さんなどが居住しないなどさまざまです。また、生まれ育った家に愛着があるため売却をためらったり、将来親族の誰かが使うのではないかと考えたり、他人が住むことに対する抵抗感があって賃貸にも出さなかったりして、居住可能な住宅であるにもかかわらず、結果的に空き家になってしまうケースもあります。

空き家の問題は他人事ではありません。たとえ今、空き家を所有していなくても、ご家族が一人で暮らしていたりすると、ご家族の死や高齢者施設への入所などがきっかけで、思わぬタイミングで空き家が発生してしまいます。おうちが空き家“予備軍”になっていませんか？

ご家族が元気なうちから、住んでいる家を将来どうするかなどについて、ご家族・ご親族で話し合っておきましょう。

これを機に、空き家について考えてみませんか？

放っておくとどんなことに？空き家のデメリット！



■廃墟化し空き家が倒壊

管理がきちんとされていないと劣化が非常に早くなり、大きくない地震でも家屋が倒壊してしまいます。

■火災による延焼や屋根の飛散

管理不十分だと放火など火災のリスクが高まります。

■害虫の発生や雑草の繁殖

長期間放置することにより樹木が伸びて、近隣の敷地や道路に立ち入ってしまいます。また害虫も発生します。



空き家を売りたい！貸したい！そんな時は



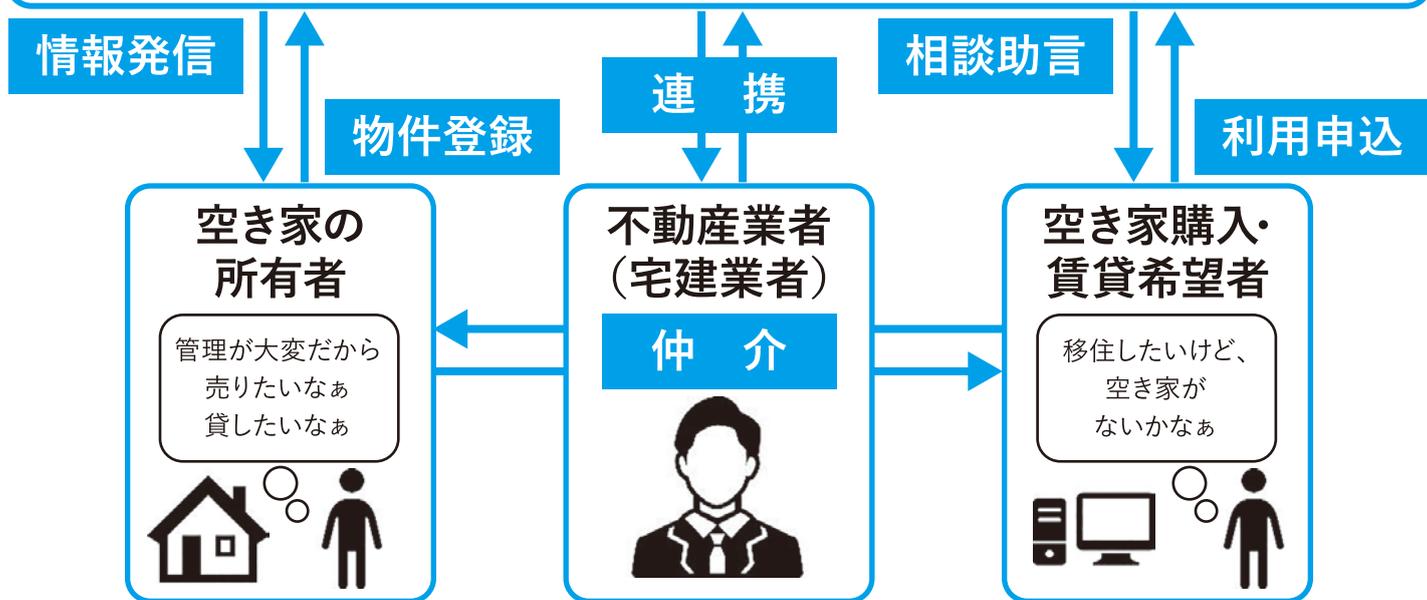
空き家バンクに登録しませんか？

豊能町は、空き家の有効活用を通じて移住や定住などを促進することにより、地域の活性化を図るために、「空き家バンク」制度を実施しています。

豊能町空き家バンク
☎733-3010

情報発信

豊能町空き家バンクの詳細はこちら



空き家のことでお悩みの時は！



連携協定を結んでいるNPO法人にご相談ください！

豊能町ふるさとおこし協議会 ☎733-3010

移住希望の相談、空き家の賃貸・売買や維持管理などご相談いただけます。
豊能町空き家バンクの運営も行っています。 ホームページはこちら▶

空き家に関する法律などが改正されます。

- 「空き家等対策特別措置法」が改正、所有者の責務が強化されます。
→詳しくは法務省のホームページへ▶
- 相続した土地建物の登記の申請が義務化されます。
→詳しくは国土交通省のホームページへ▶

問 = まちづくり創造課 ☎739-3412